

第5次
関市行政改革大綱
実施計画

(H24上半期中間報告)

関市
平成24年11月

— 目 次 —

1 協働によるまちづくり	
(1) 市民や民間との協働を推進します	・・・ 1 ～ 3
(2) 開かれた市政を推進します	・・・ 4
(3) 民間活力の導入を推進します	・・・ 5 ～ 7
(4) 市民と共にきれいなまちづくりを推進します	・・・ 8 ～ 9
2 歳入増加に向けた取組	
(1) 受益と負担の公平性を確保します	・・・ 10 ～ 14
(2) 適正な納付・納入意識の高揚を図ります	・・・ 15 ～ 17
(3) 自主財源の確保を図ります	・・・ 18 ～ 21
3 歳出削減に向けた取組	
(1) 市有財産の合理的保有・活用を図ります	・・・ 22 ～ 24
(2) 商業・観光施設の民営化を推進します	・・・ 25 ～ 27
(3) 地域と分担して集会場施設を整備します	・・・ 28 ～ 30
(4) 民間事業者と分担して保育を実施します	・・・ 31
(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します	・・・ 32 ～ 38
4 合理的な事業実施に向けた取組	
(1) 補助金・交付金の効果的な交付を推進します	・・・ 39 ～ 40
(2) ルールに基づいた事業実施を図ります	・・・ 41 ～ 44
5 機能的な組織再編に向けた取組	
(1) 行政経営の効率化を図ります	・・・ 45 ～ 49
(2) 市の活動を簡素化します	・・・ 50 ～ 51
(3) 公営企業等の健全経営を推進します	・・・ 52 ～ 56
(4) 第三セクター等の整理統合を推進します	・・・ 57 ～ 58

1 協働によるまちづくり

取組項目 1-1-1

(1) 市民や民間との協働を推進します

① 行政活動における協働

行政と市民との協働のルールが明確でないことから、「協働のまちづくり指針」を策定し、行政におけるPDCAサイクルの局面に市民協働を取り入れる指針を策定します。そして、自治基本条例を住民協働のもとに調査研究し、制定します。

目 標 (値)	自治基本条例の制定			担 当 課	市民協働課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
協働のまちづくり指針	策定	○						
自治基本条例	調査研究	○	方針決定	○	制定			
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の策定に関する附属機関の設置 協働のまちづくり指針の適正運用 自治基本条例策定審議会の開催（策定方針及び策定方法の検討、素案の作成、ワークショップなど） 協働のまちづくり指針の適正運用（庁内に市民協働推進員の設置、協働事業の創出） 協働に関する職員研修 			<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例策定審議会条例を制定しました 自治基本条例講演会を開催しました（講師 愛知大学地域政策学部教授 鈴木誠氏） 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例策定審議会の開催（素案の作成、見直し） 自治基本条例住民説明会の開催、パブコメの実施 自治基本条例講演会の開催 協働のまちづくり指針の適正運用 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	計画のとおり実施します。策定した市民協働指針を適正に運用するため職員への周知徹底を図ります。自治基本条例の制定にあたっては、市民との合意形成が必要不可欠であるため、その過程を重要視します						
所管課の対応 考え方（特記）								
行政改革推進 審議会の意見								

1 協働によるまちづくり

取組項目 1-1-2

(1) 市民や民間との協働を推進します

② 官学による知の連携

複数の大学と地域社会の発展等を目的に連携を図る協定を結んでいることから、各種計画策定時の調査研究や事業実施などの際、大学が持つ知識等を活用できるように更なる連携を図ります。また、専門委員や行政委員に大学教授等の協力を求め、大学との協働事業も推進します。

目 標 (値)	協働事業の実施		担 当 課	市民協働課・関係課				
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
大学との連携	検討・実施	○	→	○	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画		実 施					
H24	<ul style="list-style-type: none"> 各担当課による大学等との連携を推進 岐阜大学との大学連携に関する意見交換会 庁内の大学等連携調査の実施（大学等連携により効果が期待できる事務事業調査） 		<ul style="list-style-type: none"> 各担当課による大学等との連携を推進します 連携事業例 （診療支援、地域防災計画改定業務、防災講座、健康づくり講演会、放射線災害支援協定、高齢者身体機能評価、関商工高・専門学校、大学連携）					
H25	<ul style="list-style-type: none"> 各担当課による大学等との連携推進 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	他自治体の事例を参考に大学連携を推進します。また、定期的な担当者会議を開催し、大学との情報交換など連携強化に努めます						
所管課の対応 考え方（特記）								
行政改革推進 審議会の意見								

(1) 市民や民間との協働を推進します

③ 提案型協働事業の実施

従来の市民活動助成金制度の中で、市が団体に実施して欲しい事項を提案し、その提案に対して実施する事業を応募する制度を新たに追加します。また、新たな協働型事業制度の創出として、市民団体及びNPO法人から広く事業提案をいただき、その中から実施すべき事業を審査の上で決定し、市民と行政との協働事業として事業委託します。

目 標 (値)	協働型事業の実施			担 当 課	市民協働課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
市民活動助成金の充実	検討	○	実施	○	→	→	→	
協働型事業の創出	調査研究	○	実施準備	○	実施	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度の運用 (H24前期分の助成金募集、審査等) ・ 行政から提案する課題を、市民団体が解決できる仕組みをつくる。(助成金制度の改正→新しい協働型事業の創出) ・ 市民が支援したい団体や事業を選択できる仕組みをつくる ・ 現行制度の運用 (H24分の助成金確定、監査等) 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働型事業の調査、研究をしました ・ 助成金制度改正の素案を作成しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新制度の運用 (H25前期分の助成金募集、審査等) 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月時点評価	継続	助成内容(初期的事業、提案型事業、協働提案型事業など)の検討や補助対象経費の見直しなど市民活動のニーズに合った制度になるよう改正します						
所管課の対応考え方(特記)								
行政改革推進審議会の意見								

1 協働によるまちづくり

取組項目 1-2-1

(2) 開かれた市政を推進します

① 情報公開の拡充

市民が行政運営への関心を深め、市政への参画を促すために、ホームページ等を活用し、市民が必要とする情報を適切な情報管理により公開します。

目 標(値)	行政情報の公開			担 当 課	総務管財課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
ホームページ等の活用による行政情報の公開	検討・実施	○	検討・実施	○	検討・実施	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 国等の情報公開制度の運用や社会状況の動向を見ながら、適正な情報管理を行う 前年度の検討事項について実施、若しくは課題修正を行う 			<ul style="list-style-type: none"> 国等や社会状況の動向を見ながら、適切な情報公開を行います HPでの会議録等の公開については、市議会本会議における会議録、農業委員会における会議録のほか、新たに市長の車座集会の会議録の公開を開始しています 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 国等の情報公開制度の運用や社会状況の動向を見ながら、適正な情報管理を行う 前年度の検討事項について実施若しくは課題修正を行う。 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	今後も国や社会状況の動向を見ながら、引き続き適正な情報公開制度の運用に努めます						
所管課の対応 考え方(特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(3) 民間活力の導入を推進します

① 指定管理者制度の確立と推進

指定管理者制度の本来の目的に達するように、運営管理をモニタリングにより評価し、契約更新時に指定期間・選定方法の改善などに反映させます。また、民間のノウハウを活用し、収益性が高まるような契約への転換を進めるとともに、管理施設の有効利用も含め、市民サービスの向上につながるものとします。

目 標(値)		公募率の向上		担 当 課		総務管財課・関係課		
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
公募による契約の締結		検討・実施	○	→	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングの結果をもとに、各所管において指定管理者が、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを確認し、今後の施設経営やサービス向上に役立てる なお、契約更新時には、指定管理者の募集方法について、可能な限り公募による方法で契約を締結する 			<ul style="list-style-type: none"> モニタリングを実施し、結果を関市ホームページに掲載し公表した 公の施設の指定管理者に関する指針の見直しを行いました H24は公募により、11施設について指定管理者制度を導入しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングの結果をもとに、各所管において指定管理者が、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを確認し、今後の施設経営やサービス向上に役立てる なお、契約更新時には、指定管理者の募集方法について、可能な限り公募による方法で契約を締結する 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	モニタリングを十分に生かすため、各所管において指定管理者への一層の指導をしていきます。指定管理で行う業務量や内容を十分精査し、管理者制度を推進していきます						
所管課の対応 考え方(特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(3) 民間活力の導入を推進します

② 文化会館の運営見直し

管理運営費の節減及び市民サービスの向上を図るため、平成24年度から指定管理者制度を導入し、市民に愛され、親しまれる施設運営に取り組みます。

目 標(値)		指定管理制度の導入	担 当 課		文化課(文化会館)			
取 組 内 容		H23	状 況	H24	状 況	H25	H26	H27
指定管理者制度の導入		方針決定	○	実施 完了	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画		実 施					
H24	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による業務開始(4月) 指定管理者の業務遂行状況を確認及び指導 		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による業務を開始しましたが、順調に運営されています 指定管理者の実行業務については、逐次、内容の確認及び指導をしました 					
H25	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の業務遂行状況を確認及び指導 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	指定管理者による文化会館の運営業務は、ほぼ順調に移行しました。会館利用者の意見を今後の会館運営に反映させることを目的に、利用者アンケートを継続して実施し、自主事業の企画に役立てます						
所管課の対応 考え方(特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(3) 民間活力の導入を推進します

③ PFIの導入推進

効率的で効果的な公共サービスを提供するため、新たな施設の建設にあたっては、民間の資金等を活用するPFIの手法について検討し、可能な事業から導入します。

目 標(値)		民間活力の導入		担 当 課	企画政策課・関係課			
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
PFIの導入		検討・実施	○	→	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI導入マニュアルの作成に向けて、内閣府の情報及び他市町村の先進事例の収集などの調査研究を随時行う ・関係課職員対象の導入推進セミナーの下半期実施に向けて、各機関のプログラムを研究する 			<ul style="list-style-type: none"> ・PFI導入マニュアルの作成に向けて、じゅうろくPFI/PPPセミナーに参加するなど、先進事例の調査研究を随時行い、関係課へ情報提供しました ・関係課職員対象の導入推進セミナーの下半期実施に向けて、各機関のプログラムを研究しましたが、導入段階の関市に有効なプログラムが無かったため、下半期の実施を見送りました。引き続き、有効なプログラムの研究を継続します 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・各課の事業実施時点でPFI手法の導入を協議する ・関係課職員対象の導入推進セミナーを実施する 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	先進事例等を参考にPFI制度の調査研究をしていますが、当市においてはPFI制度が導入できる施設の建設予定が今のところありません。現段階ではまだ浸透していないPFI制度自体について職員の啓発が必要です。今後、市が施設を建設する際に制度導入の検討が迅速にできる体制を整えるために、これまでの調査研究や情報収集を生かした導入マニュアルを作成することが課題です。						
所管課の対応 考え方 (特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(4) 市民と共々きれいなまちづくりを推進します

① 協働による街路景観の維持

フラワーロード事業などの実績をもとに、協働による街路の清掃・美化活動の意識の普及を図り、市民による街路の緑化や環境整備を行います。また、原材料費等を市がねん出し、施設の整備など地域の管理を地域住民に行ってもらおうことで、環境整備を進めます。

目 標(値)		地域住民による環境整備の推進		担 当 課		都市整備課・土木課		
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
市民が行う地域管理		実施	○	→	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度と同規模でフラワーロード事業と緑化事業を実施し、市民の皆さんによる街路の緑化や環境整備を推進する 側溝清掃や道水路の草刈り等、地域の協力を得て行う 			<ul style="list-style-type: none"> 平成24年6月3日（日）実施サルビアを含む4種類7色46,400本の苗を購入し、開催前日までに都市整備課職員や市内建設業者のボランティアにより市内約110か所に配布しました。自治会、子供会、老人クラブなど約5,000人の参加者により植栽を行いました 花の苗代等消耗品費 2,238千円 花壇等維持管理業務委託費 1,417千円 地域と協力して側溝清掃等を実施しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度と同規模でフラワーロード事業を実施し、市民の皆さんによる街路の緑化や環境整備を推進します 側溝清掃や道水路の草刈り等、地域の協力を得て行う 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	見直し して継続 (改善)	26年間継続している市民参加の緑化環境整備事業であり、今後も継続を希望する自治会や団体がある反面、植栽場所に対する不満や植栽後の花の維持管理が困難との意見もあります。そのため、実施については、市民あるいは自治会等の団体による花の維持管理が可能かを事前に確認して、必要など所不必要なところを判断し、無駄をなくしていきます。また、今年度立ち上がった地域委員会へ事業委託できないかを検討していたが、現在までの活動状況等を踏まえると地域委員会へ委託することは時期尚早であり、今後、労力的、金銭的な負担を減らしていく施策を検討していきます						
所管課の対応 考え方(特記)	市民協働のうえでも有益な事業なので今後も継続していきたいが、市の費用面の負担や花の維持管理が難しい面もあるので、事前確認をして無駄をなくしていきます							
行政改革推進 審議会の意見								

(4) 市民と共にきれいなまちづくりを推進します

② アダプト・プログラム（里親制度）の推進

公園や河川、道路を、地域の住民や企業で管理する意識の普及を図りながら、地域の皆さんが責任を持って計画的にそうした公共施設の清掃・美化活動を行うアダプト・プログラム制度を活用し、道路、河川、公園等の管理を進めます。

目 標 (値)	5年間で10団体以上		担 当 課		建設総務課		
取 組 内 容	H23	状況	H24	状況	H25	H26	H27
アダプト・プログラムの締結	検討・実施	△	→		→	→	→
活動団体の紹介 (意欲向上)			計画・実施	△			
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の実績報告を元に、活発に活動している団体をホームページで紹介し、活動団体の活動意欲向上を図る ・道路法面、河川堤防、公園等の草刈等のアダプト・プログラムを推進するため、ホームページを活用し参加団体を募集する 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度より活動している関工業団地協同組合の活動状況取材し、ホームページに掲載する予定だったが、活動日が11月となったため、活動日以降に掲載します (締結団体 現在7団体) 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の活動も視野に入れ、草刈機等の貸与を実施する ・活発に活動している団体をホームページ等で紹介し、活動団体の活動意欲向上を図る ・ホームページ等で事業の周知を図る 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	見直して 継続 (改善)	自治体以外が実施するアダプトプログラム助成制度もあるので、今後参加者へ情報提供し、制度の活用を図っていきます。引き続き、事業の周知を継続していきます					
所管課の対応 考え方	土地開発公社が所有する草刈り機があるので、建設総務課で借用し個人への貸与ができないか公社と調整します。(公社からの借用に問題がある場合は、次年度市で購入できるよう予算要求することも検討します。)活動団体の紹介をホームページのみではなく、他の媒体等を活用できるよう検討します						
行政改革推進 審議会の意見							

2 歳入増加に向けた取組

取組項目 2-1-1

(1) 受益と負担の公平性を確保します

① 公平な税の負担見直し

関市全体の公平な固定資産税・都市計画税の負担のあり方を、上・下水道の使用料見直しなど他の負担のあり方も含め、検討し、公平な税の負担を図ります。

目 標 (値)	公平な税の負担			担 当 課	秘書広報課・企画政策課・税務課 ・都市計画課・水道課・下水道課			
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
公平な税の負担の見直し		調査・協議	○	→	○	方針決定	実施に向けた周知	実施
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	・他市の類似事例を調査し、方針案の選択について検討する			・都市計画税の課題・問題点について、企画政策課、都市計画課、税務課で方針案を検証しています				
H25	・方針案の選択について協議する							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	都市計画税の賦課方法等について、関係課で協議を継続します。最高幹部会等に議題として挙げ、方針決定と実施時期について協議を行う必要があります						
所管課の対応 考え方 (特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(1) 受益と負担の公平性を確保します

② 償却資産に係る適正課税

固定資産税の償却資産について、未申告者を減らすよう期限内申告を促がすとともに、国税申告（法人税・所得税）資料との確認作業を継続的に実施し、適正な課税を図ります。

目 標 (値)	未申告者率を5年間で半減		担 当 課		税務課		
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
国税資料突合	実施	○	→	○	→	→	→
未申告者への課税	実施	○	→	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・国税資料により確認すべき者の特定 ・法人、個人の未申告者（新規）を調査し、国税申告資料を確認したうえで、申告書を送付することにより、課税実績の向上を図る ・申告書未提出者（個人）については、国税申告資料を確認することにより、課税実績の向上を図る ・申告書未提出者（法人）に対し、訪問により提出の催促し、適正に課税する 		<ul style="list-style-type: none"> ・法人、個人の未申告者（新規）を調査しました ・申告書未提出者（個人）に対する国税申告資料との確認を行いました ・申告書未提出者（法人）に対し、訪問により提出の催促を実施しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・法人、個人の未申告者（新規）を調査する ・申告書未提出者（個人）に対する国税申告資料との確認。申告書未提出者（法人）に対し、訪問により提出の催促をする 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	本年より、新規未申告者を新たに調査し、申告実績と税収の向上に努めるとともに、申告書未提出者（法人）に対し、適正な課税ができるよう申告書を提出するように、訪問し指導しています。また、申告書未提出者（個人）については、国税申告資料を確認することにより、課税実績の向上に努めています					
所管課の対応 考え方（特記）							
行政改革推進 審議会の意見							

(1) 受益と負担の公平性を確保します

③ 使用料・手数料の見直し

受益者負担の原則から使用料・手数料の適正化を図ることとし、維持管理経費（使用料）、サービス提供経費（手数料）などの必要経費を算定し、3年ごとに見直しを行います。

目 標 (値)		使用料・手数料の適正化		担 当 課		財政課・関係課		
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
必要経費の算定		実施	△				実施	
使用料・手数料の見直し		検討	△	実施	△			実施
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	・使用料及び手数料の設定基準について、同規模の他団体を参考にすることで基準案を作成し、見直しを検討する			<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度予算編成方針において、使用料・手数料の見直しを指示しました 指示内容 「使用料や手数料については、公平性や受益者負担の適正化などの観点から、必要な見直しを継続すること」 				
H25	・使用料及び手数料の設定基準について、同規模の他団体を参考にすることで基準案を作成し、見直しを検討する							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	見直し で継続 (改善)	県内の市及び同級他団体の状況調査、関係課からの意見を聴取して進める必要があります。見直し時期については、すべての使用料・手数料を同時期に改正するかなど、改定時期を考慮する必要があります						
所管課の対応 考え方 (特記)		24年度に実情把握を行い、方法を検討します						
行政改革推進 審議会の意見								

(1) 受益と負担の公平性を確保します

④ 減免制度の見直し

施設の利用に関して、使用団体や使用目的などにより使用料の減免がされていますが、条例、規則に加え、制度の細部について要綱等で規定し、定期的に見直すことで減免適用の適正化を図ります。

目 標 (値)	減免制度の適正化			担 当 課		財政課・関係課		
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
減免適用の適正化	実施	△	→		→	→	→	
規定の見直し			検討	△	検討	実施	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	・使用料の減免及び免除について、国・県・市に対する減免、その他の場合による減免の取り扱いについて見直しを行い、H25当初予算に反映させ、条例・規則等の改正を行う			・平成25年度予算編成方針において、使用料の減免及び免除の見直しを指示しました ・指示内容 「使用料や手数料については、公平性や受益者負担の適正化などの観点から、必要な見直しを継続すること」				
H25	・使用料の減免及び免除について、国・県・市に対する減免、その他の場合による減免の取り扱いについて見直しを行い、H25当初予算に反映させ、条例・規則等の改正を行う							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	見直し で継続 (改善)	使用料の減免及び免除の取扱いについて、事前に利用団体等の理解を得る必要があるため、当初予算に反映させることが難しい						
所管課の対応 考え方 (特記)		24年度に実情把握を行い、方法を検討します						
行政改革推進 審議会の意見								

(1) 受益と負担の公平性を確保します

⑤ ごみ処理経費の適正負担

ごみ処理に多額の経費が掛かっているため、排出量に応じた費用負担の公平性の確保を図る観点から、ごみ袋の料金の見直しを検討します。

目 標 (値)	ごみ袋の料金の見直し		担 当 課		生活環境課		
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
ごみ袋料金の見直し	検討	○	方針決定	○	実施に向けた周知	実施	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ごみ袋の規格と販売方式（案）の検討 現行関連制度の見直し（案）と、実施計画（案）を作成する 廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申 美濃市、中濃広域事務所と調整する 条例、規則改正（案）を検討する 		<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の課題を検討しました 美濃市、中濃広域事務所との調整を継続して行います 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 住民説明会を実施する 制度施行スケジュールを決定する 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	廃棄物減量審議会に諮るための検討を進めてきました。同審議会より答申を受けてから、住民との意見交換会などを開催して、最終判断材料としていきます					
所管課の対応 考え方（特記）							
行政改革推進 審議会の意見							

(2) 適正な納付・納入意識の高揚を図ります

① 納付手段の拡充

多様なライフスタイルに対応した納付環境の整備（納付しやすい環境づくり）を図るため、納期内納付の拡大（コンビニ納付等）に取り組みます。

目 標 (値)	納税の利便性の向上		担 当 課	税務課・債権管理担当課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
再度振替	調査・協議	△	調査・協議	△	国保税・料 の実施	→	→
コンビニ収納	国保税の実施	○	実施	○	→	→	→
クレジット収納（軽自税への導入）の 検討	調査・協議	△	→	△	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> クレジット収納の検討、導入結論 口座振替制度のPR（納税通知書への同封） 		<ul style="list-style-type: none"> クレジット収納を検討したがカード会社への手数料をどう負担するか、市で負担するか納税者が負担するか、また手数料金についての詳細な検討が必要になったため、導入は見送りました 同サイズの口座振替依頼書をブックキングした納税通知書を発送しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> コンビニ収納拡充検討（納期後の収納含む） その他の納付方法等の検討及び実施に向けた準備 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	多様なライフスタイルに対応した納税環境整備とともに、滞納を発生させないための対策の一つとして、口座振替（再度振替）の推進を図ります					
所管課の対応 考え方（特記）							
行政改革推進 審議会の意見							

(2) 適正な納付・納入意識の高揚を図ります

② 公売の推進

悪質な滞納者から滞納市税等を回収するため、搜索の実施及び公売を実施します。

目 標 (値)	搜索件数年間3件以上 公売件数年間3件以上		担 当 課	税務課・滞納処分規定のある公債権の管理担当課				
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
搜索	実施	△	→	△	→	→	→	
公売	実施	△	→	△	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画		実 施					
H24	<ul style="list-style-type: none"> 不動産公売(7月・11月)、ネット公売 搜索による動産等の差押え インターネット公売(差押え動産等) 		<ul style="list-style-type: none"> 不動産公売(6.19)を実施しましたが、応募者はありませんでした (物件 関ノ上 宅地 60坪) 公有財産の売却(ネット公売)により、4件で10,840円の実績がありました(ワゴン等) 搜索においては未実施です 					
H25	<ul style="list-style-type: none"> 不動産公売(7月・11月)、ネット公売 搜索による動産等の差押え インターネット公売(差押え動産等) 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	平成20年度にインターネット公売を実施したが、入札者無しでありました。不動産公売において、入札予定価格の設定を見直し、差押え不動産の換価を進めます						
所管課の対応 考え方(特記)	入札予定価格の設定を検討します							
行政改革推進 審議会の意見								

(2) 適正な納付・納入意識の高揚を図ります

③ 適正な債権管理と効率的な回収対策の推進

市債権の適正管理と滞納繰越額を減らすために、市内一体となり、債権管理のあり方や徴収のノウハウ、法令知識等についての研修会の開催をはじめ、不納欠損対象債権の洗い出しや欠損処理、滞納処分規定のある公債権について市税徴収部門との連携による徴収対策の推進などに取り組みます。また、より効果のある手法として民間への委託（アウトソーシング、電話催告、弁護士活用）も検討します。

目 標 (値)	滞納繰越額を5年間で5%減		担 当 課		税務課・滞納処分規定のある公債権の管理担当課		
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
担当者研修会	実施	○	→	○	→	→	→
督促、催告の徹底	実施	○	→	○	→	→	→
アウトソーシングの推進	調査研究	○	実施	△	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 未収金実績報告書、徴収計画書のとりまとめ 債権管理検討委員会の開催 研修会、研究会、担当者打合の開催 適正な債権管理、債権回収の徹底 不能欠損対象債権の洗い出し、債権放棄 		<ul style="list-style-type: none"> 債権放棄の議会報告時期・報告様式を決定しました (24. 5. 17議長協議) 債権放棄を平成24年第2回に1件報告しました 未収金実績報告、H24年度徴収計画書のとりまとめを行いました (24. 6. 15) 第1回債権管理検討委員会を開催しました (24. 7. 26) 債権回収マニュアルを改訂しました (24. 4) 債権回収研修会に参加しました (15人) 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 未収金実績報告書、徴収計画書のとりまとめ 債権管理検討委員会の開催 研修会、研究会、担当者打合の開催 適正な債権管理、債権回収の徹底 不能欠損対象債権の洗い出し、債権放棄 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月時点 評価	見直し (拡大)	市税・公課とこれらを除く私債権とでは、調査権限に大きな差異があります。効率性の観点から、債権回収の一元化のほか、市税・公課とその他の市債権との間における情報共有の先進事例についての検討を進めます。滞納処分規定の無い公債権や私債権の回収には裁判所への出訴手続が不可欠となりますが、弁護士や司法書士への依頼は費用が高額となり易いことから、関係課職員を対象にした書類作成や出訴手続に係る研修会を開催します。専門的な手続き等が必要なため、専門の組織体制が必要です (課の新設等)					
所管課の対応 考え方 (特記)							
行政改革推進 審議会の意見							

(3) 自主財源の確保を図ります

① 企業誘致による税収増

優良企業の誘致を積極的に推進するため、工場用地候補地情報の収集、民間主導による工場団地の造成に対する積極的な支援を行うなど工場用地の確保に努めます。また、土地区画整理事業における用地への企業誘致も進めながら、雇用の創出と税収の増加を図ります。

目 標 (値)	企業立地促進奨励金の新規交付事業件数 年間2事業所以上		担 当 課	商工課				
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
企業誘致の為の進出支援	実施	○	→	○	→	→	→	
情報収集・造成支援	実施	○	→	○	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画		実 施					
H24	<ul style="list-style-type: none"> 新たな産業用地として（仮称）池尻・笠神工業団地を岐阜県土地開発公社、岐阜県及び美濃市と整備事業計画していくとともに、優良企業の誘致を積極的に推進するため、工場用地候補地情報の収集、民間主導による工場団地の造成に対する積極的な支援を行うなど工場用地の確保に努める。また、土地区画整理事業における用地への企業誘致も進めながら、雇用の創出と税収の増加を図る 		<ul style="list-style-type: none"> （仮称）池尻・笠神工業団地については、基本調査の業務として地質調査・地形図作成・地下水調査が完了し、基本設計を行っています。優良企業の誘致を積極的に推進するため、工場用地候補地情報の収集、民間主導による工場団地の造成に対する積極的な支援を行うなど工場用地の確保に努めています。また、土地区画整理事業における用地への企業誘致も進めながら、雇用の創出と税収の増加を図っています 					
H25	<ul style="list-style-type: none"> 優良企業の誘致を積極的に推進するため、工場用地候補地情報の収集、民間主導による工場団地の造成に対する積極的な支援を行うなど工場用地の確保に努める。また、土地区画整理事業における用地への企業誘致も進めながら、雇用の創出と税収の増加を図る 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	（仮称）池尻・笠神工業団地については、基本調査の業務として地質調査・地形図作成・地下水調査を実施し、今後基本設計により可能であれば環境アセスメント調査・実施設計・用地買収・団地造成へと進む計画となっていました。基本設計の段階で土地の形状及び農業振興地域の除外等の問題点があり、現状のまま継続していくのが難しく、当初計画面積の43haより30ha程度へ縮小していく変更案で計画を進めていきます						
所管課の対応 考え方（特記）	24年度の新規交付見込み件数は5件ですが、増設分が4件該当になる見込みで、純然たる新規企業は1件の見込みです							
行政改革推進 審議会の意見								

(3) 自主財源の確保を図ります

② ふるさと納税制度の推進

関市に対するふるさと納税のPRが不足していることから、寄付の効果が実感できるような使途を提示するなど寄付意識の高揚を図りながら、魅力的な記念品も考案して積極的にPRを行います。また、手続きの簡素化、納付方法の利便性の向上などを図ります。

目 標 (値)		ふるさと納税件数年間10件以上		担 当 課		市民協働課		
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
魅力的な使途及び記念品		検討・実施	○	→		→	→	→
コンビニでの納付		調査研究	○	実施	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある謝礼品の検討（選択肢の拡大・内容の充実） 寄付者の利便性が向上する納付方法の検討・実施 			<ul style="list-style-type: none"> 平成24年前期5件 260,000円の実績となっています（前年度前期 7件 230,000円） 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある謝礼品の検討（選択肢の拡大・内容の充実） 寄付者の利便性が向上する納付方法の検討・実施 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	寄付者に対する報償品は、特産品のPR効果も期待できるため、常に検討を重ね魅力あるものにしたいと考えています。また、継続して納税される方もいるため、同じ内容にならないよう配慮します。振込方法の選択肢は多い方が良いが、クレジットカードなど手数料が必要なものは、その導入効果を十分精査します						
所管課の対応 考え方 (特記)	ふるさと納税寄附件数を増やすには、報償品を魅力あるものにすることも含めた普及啓発が重要であると考えています。現状の寄附件数や額から判断して、寄附者の利便性を高めるためのコンビニ振替などの導入は費用対効果が期待できないと思われます							
行政改革推進 審議会の意見								

(3) 自主財源の確保を図ります

③ さまざまな市の媒体への有料広告掲載の導入

広報紙や市ホームページなどで有料広告の掲載を行っていますが、さらに、封筒、印刷物、施設、公用車など媒体を所
有する課ごとに検討会を開催し、新たな広告掲載の導入を進めます。

目 標 (値)	広告料5年後に500万円		担 当 課	秘書広報課・関係課			
取組スケジュール	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
媒体ごとの広告導入	実施	○	→	○	→	→	→
ネーミングライツの導入	調査研究	△	実施	△	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 企業に対して広報紙やホームページ、コミュニティバス等への広告掲載を依頼し、事業拡大を図る 可能な広告媒体での事業推進を図る 		<ul style="list-style-type: none"> 契約金額ベースで広報紙14件760千円、ホームページ11件1,050千円。合計で25件1,810千円となっています。昨年度の年間実績2,354千円に対し、9月末現在で76.9%の実績となります。 本年度、コミュニティバスの広告掲載申し込みが無いので、市民協働課とともにPRします。 屋内、屋外広告、ネーミングライツに関する施設所管課と関係条例との整合性、実施について調査・検討を行いました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 企業に対して広報紙やホームページ、コミュニティバス等への広告掲載を依頼し、事業拡大を図る 可能な広告媒体での事業の推進を図る 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	ホームページのバナー広告については、全枠契約済みで1,050千円の契約額となっており、昨年度の契約金額を上回りました。広報紙への広告掲載については、前年並みの件数を確保できるよう努めます。コミュニティバスの広告掲載については車内広告であるため、利用者が少ない状況だと、広告媒体として魅力が少なく考えられます。車体に掲載するなど魅力的な媒体とすることが課題です					
所管課の対応 考え方 (特記)	H 2 3時点で推進本部の指示事項は進行強化であり、広報紙やバナー広告以外の媒体への広告導入やネーミングライツの導入について、媒体を所管する課と協議し進めます						
行政改革推進 審議会の意見							

(3) 自主財源の確保を図ります

④ 未利用地等普通財産の売却等

市有財産の有効活用の視点から、自動販売機設置者の公募を行ったところ、従来の目的外使用料をはるかに上回る賃借料を得ることができたことから、今後も、普通財産、行政財産の貸付を行うとともに、未利用地の普通財産については売却を進めます。

目 標 (値)	競争入札による売却件数年間5件以上		担 当 課	総務管財課				
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
普通財産の売却	実施	△	→	○	→	→	→	
普通財産、行政財産の貸付	実施	△	→	○	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画		実 施					
H24	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産のうち、将来利用が見込めないものについては、対象物件を選定し売却を進める。また利用希望があれば貸付も行う 行政財産の余裕部分については、貸付を進め歳入の増加を図る 		<ul style="list-style-type: none"> 下半期の公売に向け、新規の売却候補地を選定しています 					
H25	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産のうち、将来利用が見込めないものについては、対象物件を選定し売却を進める。また利用希望があれば貸付も行う 行政財産の余裕部分については、貸付を進め歳入の増加を図る 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	確実な売却を行うため、複数回にわたり応札がない物件については、最低予定価格の設定方法を見直す必要があります						
所管課の対応 考え方 (特記)	進行強化し、確実な売却につなげるため、単価設定等の見直しを行います							
行政改革推進 審議会の意見								

(1) 市有財産の合理的保有・活用を図ります

① 関市土地開発公社保有土地の処分

関市土地開発公社の経営健全化を図るため、公社保有地の市による計画的な取得と普通財産の処分を進めます。

目 標 (値)	公社用地の買戻しの買戻数期間内15件		担 当 課	土地開発公社 (建設総務課)				
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
市による公社保有地の取得	実施	○	→	○	→	→	→	
財産処分	検討・実施	○	→	○	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・処分計画が立たない長期保有土地について、担当課に対し、早期に買い戻しをしてもらうように、引き続き依頼をしていく ・長期保有土地について、一般競争入札を実施する ・帳簿価格を抑制するために、金融機関から土地開発基金への借換えを進める ・保有土地を市へ移管し、土地開発基金と相殺出来るよう取り組んでいく 			<ul style="list-style-type: none"> ・7月に金融機関から土地開発基金へ1億972万5,989円借り換えを行い、長期保有土地については、金利の発生がなくなりました ・8月に経営健全化に伴う各事業課へ再取得調査を行いました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・処分計画が立たない長期保有土地について、担当課に対し、早期に買い戻しをしてもらうように、引き続き依頼をしていく ・長期保有土地について、一般競争入札を実施する ・保有土地を市へ移管し、土地開発基金と相殺出来るよう取り組んでいく 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	引き続き処分計画が立たない長期保有土地について、担当課に対し早期買い戻しを依頼していきます。平成23年度の公売については入札に至らなかったが、今後も候補地の測量(境界確定)及び公売を進めていきます						
所管課の対応 考え方(特記)	公売方法(単価設定・分割処分など)について、市有地の処分と共通課題であるので、総務管財課と調整を図ります。目標値は、計画通り買い戻しが見込めない土地の処分について、事業数を設定するなど検討していきます							
行政改革推進 審議会の意見								

(1) 市有財産の合理的保有・活用を図ります

② 美術作品の展示、貸出等有効利用

美術作品について、受贈要綱を制定し、作品の寄贈を受けるとともに、収蔵作品を寄贈者の了解を得て整理するなど収蔵能力を高めます。また、収蔵庫等に保管されている寄贈美術品の展示、貸出等を行い、有効利用も図ります。

目 標 (値)	作品の有効利用		担 当 課	文化課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
受増要綱の制定	策定準備	×					
収集・収蔵に関する指針の策定			策定準備	○	実施	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 収集及び収蔵に関する指針の内容について検討し、策定する 作品状態(劣化や破損)をレベル分けし、展示可能な作品は市の施設への展示に向けて準備を進める 所蔵作品の有効活用については、対象となる施設に対して、展示や作品の入替えの理解を求めるとともに、場所や時期、テーマの設定による所蔵作品の選定等、より効果的な展示方法を検討・提案しながら展示を行う 		<ul style="list-style-type: none"> 市が受贈した作品のうち、将来にわたり市の財産に値すると評価される作品のみ文化課の管理対象とすることを前提として、趣旨・収集・収蔵・活用・作品の再評価の5つを柱とすること等、収集及び収蔵に関する指針について検討し作成します 作品状態(劣化や破損)のレベル仕分けについては、ほぼ完了しました。市の施設や病院等の施設への展示は、希望調査などの準備を進めています 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 指針に基づき作品の分類を進める 展示可能な作品を市の施設へ展示する 一般(美術館相当施設以外)への収蔵作品の作品の貸し出しを順次実施する 文化会館の耐震化工事計画に合わせ収蔵庫の改修を検討する(目的:電気料金削減) 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月時点 評価	継続	指針の策定にあたっては、市が受贈した作品のうち、将来にわたり市の財産に値すると評価される作品を管理対象とすることを前提とします。文化会館の収蔵庫は、庫内全体が24時間空調となっており、空調管理経費の削減が課題となっています。管理経費の節減と収蔵庫の保管環境の適正化を図るため、厳選した作品のみ空調管理できるよう収蔵庫の改修について検討します					
所管課の対応 考え方(特記)	指針は、市が受贈した作品のうち、将来にわたり市の財産に値すると評価される作品を管理対象とすることを前提として作成します。受入当初のみでなく、収蔵期間中は継続して作品の評価を実施し、保管方法の見直し、修理、廃棄等、効率的効果的な管理運用ができるルールを指針に取り入れます						
行政改革推進 審議会の意見							

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-1-3

(1) 市有財産の合理的保有・活用を図ります

③ 民俗資料の整理

合併時に旧町村地域に伝わる農具、生活用品等の民俗資料を多く引き継ぎましたが、十分な整理がなされないまま各地域の施設に分散した状態で保管されているため、重複しているものの整理を進め、管理経費の削減を図ります。また、ホームページで情報提供することで民俗資料の有効利用を図ります。

目 標 (値)		民俗資料の有効活用		担 当 課	文化課(文化財保護センター)			
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
ホームページの作成		未実施	△	実施	△	→	→	→
重複物等の整理		未実施	△	実施	△	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・点在している民具を一ヶ所（旧中濃高校）に集め、重複している民具を整理する ・古い貴重な民具をホームページで公開する 			<ul style="list-style-type: none"> ・旧上之保東小学校に保管していた民具を、旧中濃高校へ移動しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・点在している民具を一ヶ所（旧中濃高校）に集め、重複している民具を整理する ・古い貴重な民具をホームページで公開する 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	見直し で継続 (改善)	現時点で民具台帳データが整備されており民具の管理や保管はできています。しかし、公開については保管する民具の数が非常に多く、ホームページで公開するとしても大量のデータ容量を必要とするため検討が必要です。						
所管課の対応 考え方 (特記)		各地域に点在している民具の保管場所を一箇所に集中させる必要があると考えています。民具台帳はデータ整備しており写真画像も保管していますが、民具収蔵の基準や払い下げを検討する場を設置することは、道具や歴史に関する深い造詣がある専門家等の協力が 必要です						
行政改革推進 審議会の意見								

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-2-1

(2) 商業・観光施設の民営化を推進します

① 温泉施設の運営見直し

温泉施設については、管理経費の削減と市民サービスの向上を目指した指定管理者制度の運用を図るとともに、民間への譲渡を前提に経営可能な民間事業者への管理委託を行います。

目 標 (値)		民間譲渡を前提にした指定管理の締結		担 当 課		観光交流課		
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
指定管理者制度		実施	○	→	○	→	→	
民間への譲渡				調査研究	○	→	方針決定	実施
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 管理経費の削減、顧客満足度の向上を目指した指定管理者制度の実施。地域の観光拠点、地域住民の働き場としての役割もあるので市民協働課とも協議し、運営見直しの調査研究実施 			<ul style="list-style-type: none"> 郡上市の温泉施設指定管理状況を調査し、運営見直しの参考としました H24上半期入浴者数 板取川温泉69,459人、前年比1,273人増 武芸川温泉84,437人、前年比4,307人減 上之保温泉47,807人、前年比2,963人減 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 管理経費の削減、顧客満足度の向上を目指した指定管理者制度の実施。地域の観光拠点、地域住民の働き場としての役割もあるので市民協働課とも協議し、運営見直しの調査研究実施 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	年々減少する入湯者数、燃料費の高騰等、指定管理者には厳しい状態であるが、指定管理者の経営に課題・問題点について、経営診断によりいかに的確に把握するかが、運営見直しの課題です						
所管課の対応 考え方 (特記)		経営診断の結果をもとに、運営の見直しや今後の方針を検討します						
行政改革推進 審議会の意見								

(2) 商業・観光施設の民営化を推進します

② 道の駅・物産品販売施設の運営見直し

道の駅・物産品販売施設については、現状の施設管理方法を再点検し、公募による指定管理者の選定方法も含めた経費削減を目指した指定管理者制度の運用を図るとともに、民間への譲渡も検討します。

目 標 (値)		民間譲渡を前提にした指定管理の締結		担 当 課		観光交流課		
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
指定管理者制度		実施	○	→		→	→	→
民間への譲渡				調査研究	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 管理経費削減を目指した指定管理者制度の運用実施。指定管理料の見直しと、道の駅平成の自動販売機の入札方式の導入について検討する 民間への譲渡方針を検討する 			<ul style="list-style-type: none"> 郡上市の指定管理料の状況調査を実施し、指定管理料見直しの参考としました (郡上市) 明宝磨墨 4,779千円/年 和良 2,695千円/年 白鳥 3,653千円/年 白尾 1,504千円/年 古今伝授の里大和 5,283千円/年 (関市) 武儀平成 10,500千円/年 武芸川 4,300千円/年 ラステンほらど 5,2000円/年 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 管理経費の削減、顧客満足度の向上を目指した指定管理者制度の実施 地域の観光拠点、地域住民の働き場としての役割もあるので市民協働課とも協議しつつ、経営診断の結果に基づき運営見直しの調査研究実施 民間への譲渡方針を検討する 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	他市の状況や、経営診断の結果を基に指定管理料の見直しを進めます。道の駅平成の自動販売機の入札方式の導入を進めます						
	所管課の対応 考え方 (特記)	他市の状況や、経営診断の結果を基に指定管理料の見直しを進めます。道の駅平成の自動販売機の入札方式の導入を進めます						
	行政改革推進 審議会の意見							

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-2-3

(2) 商業・観光施設の民営化を推進します

③ 濃州関所茶屋の運営見直し

市が管理し、一部行政財産の目的外使用されている濃州関所茶屋について、道の駅と同類の施設であることから、指定管理者制度による管理運営を図ります。

目 標 (値)	指定管理制度導入			担 当 課	観光交流課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
指定管理者制度の導入	検討	△	検討	○	検討	実施	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	・春日神社周辺整備計画策定業務で検討する (H24予算で策定)			・刃物会館建設委員会と協議中です				
H25	・春日神社周辺整備計画策定業務で検討する							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	春日神社周辺整備計画の中で、運営方針について検討します						
所管課の対応 考え方 (特記)	春日神社周辺整備計画の中で、運営方針について検討します							
行政改革推進 審議会の意見								

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-3-1

(3) 地域と分担して集会場施設を整備します

① 地域拠点コミュニティセンターの整備

地域ごと（関地区は小学校区ごと）に地域拠点コミュニティセンターの整備を進め、その運営については、指定管理者制度による効率な運営を図ります。

目 標 (値)	計画的な整備		担 当 課		総務管財課		
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
地域コミュニティセンター整備	検討・実施	△	→	△	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいセンターの設置基準に基づき、各地域等と協議を進めながら、協議等が整ったところから地区拠点コミュニティセンターを整備する。 地域ごとに地域拠点コミュニティセンターの整備を進め、その運営については、指定管理者制度により効率な運営を図る 		<ul style="list-style-type: none"> 洞戸ふれあいセンター建設の前提となる、基幹集落センター及びJA茶工場の財産処分申請の本申請、洞戸建設委員会との基本計画協議を行いました 西部ふれあいセンターの用地測量を実施しました 西部ふれあいセンター建設委員会との基本計画合意に至りました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいセンターの設置基準に基づき、各地域等と協議を進めながら、協議等が整ったところから地区拠点コミュニティセンターを整備する。 地域ごとに地域拠点コミュニティセンターの整備を進め、その運営については、指定管理者制度により効率な運営を図る 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	洞戸基幹集落センターを始めとする国庫補助を受け建設した取壊し建物について、国の財産処分承認後、JA茶工場取壊し、JA支店建設となります。洞戸建設委員会との合意を得て、基本設計・実施設計を発注します。西部ふれあいセンター基本設計・実施設計を行います					
所管課の対応 考え方 (特記)		地元協議を重ね早期の実施設計完了を図ります					
行政改革推進 審議会の意見							

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-3-2

(3) 地域と分担して集会場施設を整備します

② 地区公民センターの移管

指定管理者制度により管理する地区公民センターについて、地元との協議が整ったものから順次無償譲渡します。また、譲渡を受けない場合のルールを定め、その施設の今後の維持管理について明確化します。

目 標 (値)	年間5か所の譲渡		担 当 課		総務管財課		
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
地区公民センター譲渡	実施	△	→	△	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	・移管についての協議が整った施設から、改修等を実施後、無償譲渡を行う。移管先の調整がつかない施設については、原則として建て替え等は行わず、現状のまま利用する		・公民センター・集会場のトイレ改修 3件、床修繕 1件に着手しました				
H25	・移管についての協議が整った施設から、改修等を実施後、無償譲渡を行う。移管先の調整がつかない施設については、原則として建て替え等は行わず、現状のまま利用する						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	改修完了した公民センターの移管を進めます					
所管課の対応 考え方 (特記)		進行強化のため、移管を前提の改修を優先して進めます					
行政改革推進 審議会の意見							

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-3-3

(3) 地域と分担して集会場施設を整備します

③ 地区公民センター類似施設の移管

指定管理者制度により管理する農業技術研修センターなどについて、地元との協議が整ったものから順次無償譲渡します。また、譲渡を受けない場合のルールを定め、その施設の今後の維持管理について明確化します。

目 標 (値)	期間内ですべての施設を譲渡		担 当 課	農務課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
施設の譲渡	実施	△	→	△	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	・施設の管理移管（譲渡）について、地元との意見調整が整った施設について譲渡する		・施設の譲渡について、管理主体と協議していますが、まだ合意に至っていません。引き続き地元との調整を行っていきます				
H25	・施設の管理移管（譲渡）について、地元との意見調整が整った施設について譲渡する						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	施設の維持管理経費など地元負担が増えるため、地元協議が進んでいません。継続して地域と協議していきます					
所管課の対応 考え方（特記）	施設の維持管理経費など地元負担が増えるため、地元協議が進んでいません。継続して地域と協議していきます						
行政改革推進 審議会の意見							

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-4-1

(4) 民間事業者と分担して保育を実施します

① 保育所の統廃合と民営化

公立保育園の統廃合については、日吉ヶ丘保育園を平成24年度末で廃園、また、武儀やまゆり東保育園と武儀やまゆり西保育園を25年度で統合します。そして、市民参画の検討委員会により今後の保育園の在り方について検討します。

目 標 (値)	日吉ヶ丘保育園の廃園とやまゆり東・西保育園の統合		担 当 課	子ども家庭課				
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
日吉ヶ丘保育園の廃園	実施準備	○	実施	○				
武儀やまゆり東・西保育園の統廃合	実施準備	○	実施準備	○	実施			
民営化等検討	調査研究	△	調査研究	△	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ○計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画		実 施					
H24	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所民営化等検討委員会を再開し、保育園の在り方を検討する 公立保育所耐震化等整備 日吉ヶ丘保育園廃園及び武儀やまゆり西・東保育園の統合に向けた準備を行う 		<ul style="list-style-type: none"> 「子ども・子育て関連3法」、「子ども・子育て新システムの動向を注視します 日吉ヶ丘、やまゆり西保育園の募集を停止し、廃園、統合に向けて計画どおり進めています(施設の取壊しはH25) 公立保育所耐震化等整備 					
H25	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所民営化等検討委員会を再開し、保育園の在り方を検討する 公立保育所耐震化等整備 日吉ヶ丘保育園廃園による園舎解体工事 武儀やまゆり西・東保育園統合 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したが、まだまだ詳細がはっきりとしないため、今度とも国、県からの情報収集に努め、民営化等を含めた公立保育所民営化等検討委員会を再開し保育園の在り方について検討します						
所管課の対応 考え方 (特記)	「子ども・子育て関連3法」の施行に伴い、国・県からの情報収集は元より関係機関と十分連携を図り、民営化等を含め公立保育所民営化等検討委員会で継続協議を行い保育園の在り方を検討します							
行政改革推進 審議会の意見								

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-5-1

(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します

① 老人福祉センターの運営見直し

老人福祉センターの浴場施設について、利用動向など注視しつつ、廃止を含めた運営方針を検討します。また、指定管理の内容を再考するとともに維持管理経費等について見直します。

目 標 (値)	管理経費の削減			担 当 課		高齢福祉課		
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
運営方針の見直し	検討	△	実施準備	△	実施	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の交代による、利用サービスの低下が起きないように、チェックする。浴場に関しては、有料化以降利用者が減少・固定化する傾向があり、縮小から廃止を含めた検討を引き続き行う。また、市内温泉施設等を利用した「いきいきふれあい入浴事業」の早期実現を図る 旧武儀郡における老人福祉センター浴場は利用実績により、さらに営業日の見直しを行う。「いきいきふれあい入浴事業」の利用実績から、入浴事業の今後の展開について検討する 			<ul style="list-style-type: none"> 8月から高齢者いきいきふれあい入浴助成事業を実施しています。利用状況を見ながら各福祉センターの入浴事業の検討中です 9月末までの申請者数は1,100人で、交付枚数は7,938枚となっています 利用者数は909人、金額は181,800円の利用実績となっています 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者いきいきふれあい入浴助成事業を継続して実施する 武儀及び上之保老人福祉センターの浴場施設の廃止について地元関係者等と協議し廃止する 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	24年8月から高齢者いきいきふれあい入浴助成事業を実施した。武儀及び上之保老人福祉センターの浴場施設の在り方について、検討を進めます						
所管課の対応 考え方 (特記)	高齢者いきいきふれあい入浴助成券の利用状況をみながら事業の充実を行うとともに、わかくさの老人福祉センター浴場施設の在り方について検討を進めます							
行政改革推進 審議会の意見								

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-5-2

(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します

② 小、中学校の統廃合

各地域で少子化が進むことから、小規模な小、中学校の在り方を検討し、地域が納得できる運営形態への転換を図ります。また、学校用務員の臨時職員化や民間委託を行い、学校の運営経費の抑制を図ります。

目 標 (値)	小・中学校の統合		担 当 課	教育総務課				
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
中学校の統合	調査研究	○	実施準備	○	実施準備	実施準備	実施	
学校行事の共同開催	実施	○	→	×	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画		実 施					
H24	<ul style="list-style-type: none"> 「統廃合にかかる基本的な考え方（平成23年度）」に基づき、小規模校における教育のあり方について調査・研究を行う 洞戸・板取・武儀・上之保地域において懇談会を設置し、保護者や地域の意見を聴きながら小規模校の将来像について統合を視野に入れた方向性を定めていく 		<ul style="list-style-type: none"> 4地域で地域審議会（洞戸6/15、板取6/20、武儀6/18、上之保6/18）で考え方を説明。地域懇談会を実施（武儀7/13、上之保7/19、板取7/24、洞戸7/27） 学校区単位のミニ集会を開催（武儀西小9/13、武儀東小9/14、洞戸9/25、武儀中9/26、板取9/28、上之保10/4） 上記の集会等を開催し、地域の意見を把握しました 					
H25	<ul style="list-style-type: none"> 「統廃合にかかる基本的な考え方（平成23年度）」に基づき、小規模校における教育のあり方について調査・研究を行う 洞戸・板取・武儀・上之保地域において統合問題検討会を設置し、PTA・住民説明会を実施して統合をすすめていく 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	ミニ集会実施後には、広域懇談会を実施して地元としての意見を集約して、統合に向けて調整していきます						
所管課の対応 考え方（特記）								
行政改革推進 審議会の意見								

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-5-3

(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します

③ 関商工高等学校の効率的な運営

関商工高等学校について、新グラウンドの整備や校舎、体育館等の耐震化を進めるなか、西北用地の利用計画や学校全体の中長期的な整備計画を策定し、今後の効率的な運営を図ります。

目 標 (値)	中長期整備計画の策定			担 当 課	関商工高等学校			
取 組 内 容	H23	状 況	H24	状 況	H25	H26	H27	
中長期整備計画の策定	調査研究	○	→	○	策定	実施		
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 新グラウンドの効率的維持管理を遂行する。 耐震補強、施設改修工事を遂行する 今後の工事計画の効率的に実施するための見直しと、土地利用計画の検討を進める 			<ul style="list-style-type: none"> 新グラウンド芝管理業務委託 武道場耐震補強工事、機械科実習棟新築にかかる地質調査、機械科実習棟新築にかかる実施設計、工業科校舎便所改修工事を着手、実施しました 関商工高等学校用地拡張検討委員会の設置し、検討を開始しました（中長期整備計画を含む） 進学コース設置の準備を進めています 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 新グラウンドの効率的維持管理を遂行する。 耐震補強、施設改修工事を遂行する 今後の工事計画の効率的に実施するための見直しと、土地利用計画、中長期施設整備計画を策定する 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	国が求める平成27年度末までに学校の耐震化を完了することを最優先に耐震補強工事を進め、同時に危険箇所の改修工事や、学校としての機能が停止しないよう老朽化した設備改修工事も早急に進めなければなりません。ただし、授業等学校運営を続けながらの工事であること、改修の必要な箇所が多く取り合いの発生する工事であること、財政的に実現可能な工事としなければならないことを考慮して、工事時期や工事箇所の順序などの調整を密に行う必要があります						
所管課の対応 考え方 (特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-5-4

(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します

④ 体育・運動施設等の管理運営見直し

陸上競技場、総合体育館等体育・運動施設について、指定管理者制度による管理運営を行います。また、指定管理者制度による管理運営する市民健康プールについては民営化を含め指定管理の見直しを行うとともに、維持費等を削減するために不用となった施設の取壊しや廃止も検討します。

目 標 (値)	中池運動公園、総合体育館の指定管理		担 当 課	スポーツ推進課 (中池公園事務所) 保健センター (武芸川市民健康プール)			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
指定管理者制度の導入	検討・実施	○	→	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者より提出される事業計画書や日頃の管理状況等を確認する 中池公園、都市公園を含めた体育施設等の指定管理者制度導入を検討する わかくさ・プラザ三館に指定管理者制度を導入する 		<ul style="list-style-type: none"> 水中運動教室の開催、新たなカリキュラムによる教室の開催等の利用拡大を実施しました。平成24年8月末までの利用者数10,779人(昨年同期10,528人) 板取、洞戸、上之保地区の指定管理施設の契約更新しました わかくさ・プラザ三館に指定管理者制度を導入しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 武儀地区の富之保グラウンド、中之保グラウンド、下之保グラウンド及び中之保テニスコートの4施設の管理運営に指定管理者制度を導入する わかくさ・プラザ三館での指定管理者制度の見直しを行う 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	体育運動施設に指定管理者制度を導入し、管理者も徐々に業務に慣れてきており、計画通り進んでいます。武芸川市民健康プールでは、各種教室を積極的に開催し利用者の増加に努めています。設備機器の更新時期が近づいてきており、多額の費用が必要となります。施設規模から大幅な利用者の増加は見込めないこともあり、機器の更新時期に備え運営方針を検討する必要があります					
所管課の対応 考え方 (特記)	民間移管については、収入と支出の状況から利用者が4倍以上にならないと採算が取れません。今後の設備機器の更新を考慮すると、それを上回る収入増が必要であり、移管(譲渡)は難しい状況です						
行政改革推進 審議会の意見							

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-5-5

(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します

⑤ 研修施設の有効利用

中池自然の家について、利用料金の見直しを行うとともに、指定管理者制度の導入を検討します。また、洞戸高賀山自然の家については、土地、建物の売却等を含め指定管理者制度を見直します。

目 標 (値)	中池自然の家の指定管理		担 当 課		スポーツ推進課 (中池公園事務所)		
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
中池自然の家の指定管理	検討	△	→	△	→	→	実施
洞戸高賀山自然の家の売却	調査研究	○	→	○	廃止		
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 洞戸高賀山自然の家に係る条例及び施行規則の廃止 中池自然の家に係る指定管理者制度導入を検討する 		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度末で自然の家を閉鎖するという市の意向を指定管理者や地元へ伝え、協議しています 平成26年度末まで中池公園の整備工事が行われている為、工事完了まで検討事項としたい 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 中池自然の家に係る指定管理者制度導入を検討する 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時 点 評価	廃止 継続	高賀山自然の家については、洞戸地域教育事務所と協議を行いながら、廃止に向けた手続きを進めます 中池自然の家の指定管理導入については、中池公園内が平成26年度末まで整備工事が終了するまで検討中にしたい					
所管課の対応 考え方 (特記)							
行政改革推進 審議会の意見							

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-5-6

(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します

⑥ 生涯学習施設の運営見直し

武芸川生涯学習センター及び武儀生涯学習センターについて、他の生涯学習センターと同様に指定管理者制度による管理運営を行います。

目 標 (値)	指定管理者制度導入			担 当 課	生涯学習課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
武芸川生涯学習センター	実施	◎	完了	○	→	→	→	
武儀生涯学習センター			調査研究	○	実施	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 武儀生涯学習センター運営状況の把握 <ol style="list-style-type: none"> 利用状況（利用者数、行事内容） 施設内容（多目的ホール、図書館、アリーナの維持の必要性及び施設改修検討） 指定管理者制度の導入に向けての準備 <ol style="list-style-type: none"> 施設の維持管理経費の把握並びに活動計画の策定 管理・運営組織の整備 			<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の年間利用者数（40,305名、うち図書館10,915名、アリーナ14,255名、多目的ホール4,849名）、主な行事内容を把握しました 地域にとって生涯学習センターは必要不可欠であり、地域住民が主体となって今後も維持管理していきたい 指定管理に向けて最低限必要な箇所を改修しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 武儀生涯学習センター指定管理（完了） 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	計画どおり進んでおり、平成25年度から武儀生涯学習センターに指定管理制度を導入します						
所管課の対応 考え方（特記）								
行政改革推進 審議会の意見								

3. 歳出削減に向けた取組

取組項目 3-5-7

(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します

⑦ 給食センターの運営見直し

給食センターについて、施設の統廃合や調理業務の民間委託等により効率的な運営ができるよう見直します。また、関市学校給食センターの民間委託について、施設改修を見据えた最善の事業手法の選定など、PFIの活用も含め、調査・研究を行います。

目 標 (値)		給食業務の民間委託		担 当 課		学校給食センター		
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
給食調理業務の民間委託		調査研究	△	→	○	実施準備	実施	→
関市学校給食センターの民間委託		調査研究	×					
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 委託手法、範囲、経費負担等詳細について、学校給食運営委員会へ諮問し検討する 災害等緊急時の対応について関係課と調整する 更新を要する機器の予算を計上する 委託までのスケジュールを作成し、職員課、戦略室、財政課等各課との調整会議を行う 			<ul style="list-style-type: none"> 美濃加茂市、多治見市について、委託実施までの準備期間、職員の処遇等について調査しました 調理実績のある民間事業者数社について情報を収集しました。 災害時の委託事業者の対応例の調査をしました。 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務内容について詳細決定する 事業者の選定方法の検討(選定委員会設置等)、決定 給食運営委員会への諮問、PTAへの説明会の開催 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	正職員が早期退職した場合、民間事業者の下で調理業務を引き継ぐ職員がいなくなるため、委託後の運営に不安があります。施設、設備機器が老朽化しており、委託までに補修や機器の更新が完了できるかが課題です。設備機器に熟知した職員の雇用や委託先職員の教育など、不測の事態に対応できる準備が必要です						
所管課の対応 考え方 (特記)	業務を民間委託する上での問題点の洗い出しと、その解決方法の早期検討を行い、人事、財政等関係課と連携を図り積極的に進めます							
行政改革推進 審議会の意見								

4. 合理的な事業実施に向けた取組

取組項目 4-1-1

(1) 補助金・交付金の効果的な交付を推進します

① 成果につながる補助金交付

補助金交付団体においては補助金が既得権と考えられている状況もあるため、関市補助金等交付基準に基づいた適正な運用を行うとともに、補助金等適正化の検討委員会を設置し、補助金の効果的かつ適正な執行を図ります。

目 標 (値)	補助金の効果的かつ適正な執行			担 当 課	財政課・補助金支出のある課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
交付基準に基づいた適正な運用	実施	○	→	○	→	→	→	
補助金等適正化委員会の設置	方針決定	△	方針決定	△	実施	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	・補助金等適正化の検討委員会の設置（委員の構成等）について検討			<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等適正化に向けて、秘書広報課（経営戦略室）と協議検討中です ・平成25年度予算編成方針において、見直しを指示しました ・指示内容「補助金や負担金については、その必要性、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、事業ごとに精査と検証を行い、徹底した見直しを行うこと」 				
H25	・補助金等適正化の検討委員会の設置（委員の構成等）について検討							
	評価	<今後の課題、展開方針、理由>						
9月 時点 評価	継続	補助金等適正化の検討委員会については、委員の構成とともに、どのように検討するのか（たとえば、事業仕分けのように行うのか）など、検討委員会の進め方について検討する必要があります。主管課として、補助金を一律削減（例えば一律10%カットなど）の政策を行うことは可能であるが、各々の補助金を精査することは多大な時間や労力がかかるため困難です						
所管課の対応 考え方（特記）		24年度実情把握を行い、方針を検討します						
行政改革推進 審議会の意見								

4. 合理的な事業実施に向けた取組

取組項目 4-1-2

(1) 補助金・交付金の効果的な交付を推進します

② 成果につながる負担金支出

負担金については規則等でその目的を定めて支出されていますが、その効果、必要性を検証し、負担金の効果的かつ適正な執行を図ります。

目 標 (値)	負担金の効果的かつ適正な執行		担 当 課	財政課・負担金支出のある課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
負担金の効果的かつ適正な執行	実施	△	→	△	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	・負担金の個別調書をホームページで公表し、健全な財政運営に関する条例に基づき適正に執行する		<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の個別調書公表に向けて、内容等を調整中です ・平成25年度予算編成方針において、見直しを指示しました ・指示内容「補助金や負担金については、その必要性、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、事業ごとに精査と検証を行い、徹底した見直しを行うこと」 				
H25	・負担金の個別調書をホームページで公表し、健全な財政運営に関する条例に基づき適正に執行する						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	負担金の公表について、公表する内容など再度検討します。負担金についても補助金と同様に、一度交付が決定されると漫然と継続されやすく、効果の検証も行われていないという課題があります。これらの観点からそれぞれの負担金について、検証を行い、見直しを進め、適正な負担金の支出に努めるものとします					
所管課の対応 考え方 (特記)	24年度実情把握を行い、方法を検討します						
行政改革推進 審議会の意見							

(2) ルールに基づいた事業実施を図ります

① 行政評価システムの有効利用

行政評価による総合計画の適正な進行管理を推進するなか、事務事業の内容、目的、目標とその進捗状況や結果をわかりやすく公表するとともに、行政評価・実施計画を予算編成事務と連動させることで事務の効率化を図ります。

目標(値)	行政評価・実施計画と予算編成事務との連動		担当課	企画政策課				
取組スケジュール	H23	状況	H24	状況	H25	H26	H27	
行政評価・実施計画と予算編成事務との連動	検討・実施	○	実施	◎	→	→	→	
評価結果の公表	実施	○	→	○	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画		実 施					
H24	<ul style="list-style-type: none"> 予算と総合計画の事業体系との連動に向けて、財政課と基本的な調整の手法について研究し、予算と総合計画の事業体系を統一する それぞれの総合計画事業が、どの予算事業にあたるのかを調査する 事務事業評価及び施策評価の改良に向けて研究を継続し、評価の方法や調書の構成を確立する 		<ul style="list-style-type: none"> 予算と総合計画の事業体系との連動に向けて、財政課と基本的な調整の手法について研究し、それぞれの総合計画事業が、どの予算事業にあたるのかを調査しました 予算と総合計画の事業体系を統一しました。その結果、計画策定当初の382事業が252事業となり、事業体系が明確になりました 共通・簡素化した調書を用いて施策評価と事務事業評価を行いながら前期基本計画を振り返り、後期基本計画で取り組む事業の洗い出しをしました 					
H25	<ul style="list-style-type: none"> 統一した予算と総合計画の事業体系について、運用しながら改良に向けて研究を継続する 事務事業評価及び施策評価について、確立した新しい評価方法や調書の構成を運用しながら改良に向けて研究を継続する 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	予算と総合計画の事業体系を統一し、同一サイクルとしたことにより、今後は予算編成につながる実効性のある行政評価システムの構築に重点を置きます。関市第4次総合計画後期基本計画の策定に合わせ、調書の共通化や簡素化を図りましたが、今後も運用していく中で改良を重ね、より効率的な行政評価を実施します						
所管課の対応 考え方(特記)	実効性のあるシステムにするため、評価調書の見直しとともに、管理職・実務担当者の研修を充実させます							
行政改革推進 審議会の意見								

(2) ルールに基づいた事業実施を図ります

② 公共施設の長寿命化（アセットマネジメントの導入）

道路や橋梁、水道、下水道などは高度成長期に建設されたものが多く、近い将来集中して改修時期を迎えることから、各施設の維持管理計画を策定し、対処療法的な維持管理から予防保全へと転換し、施設の長寿命化を推進し、必要予算の平準化とトータルコストの縮減を図ります。

目 標 (値)	公共施設の計画的、効率的な維持管理			担 当 課	土木課・都市整備課・水道課・下水道課・関係課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
維持管理計画の策定	調査・検討	○	→	○	策定	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 道路、遊具等修繕計画の策定に着手する トンネルについて定期点検を実施し、施設状況により修繕計画を作成する 上下水道施設耐震化計画（長寿命化）を策定する 			<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設耐震化計画基本方針策定を業務委託し策定作業を進めています 下水道長寿命化計画策定業務を発注し、策定作業を進めています 岩坂トンネルの設備設計に日数を費やしており、全体の修繕計画の策定調査に遅れが出ています 公園施設の改修時期、修繕計画の策定方法を検討しています 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 道路、遊具等修繕計画の策定に着手する トンネルについて定期点検を実施し、施設状況により修繕計画を作成する 水下水道施設耐震化計画（長寿命化）に基づいて老朽管の布設替工事を進める 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	各担当課が所管する公共施設の維持管理計画が策定される予定です。より効率的に長寿命化策を実現するために具体的かつ優先順位を明確にした計画とし、適切に運用するため事業全体で調整します						
所管課の対応 考え方（特記）	各施設の修繕、改修計画により必要予算の平準化を図ります							
行政改革推進 審議会の意見								

4. 合理的な事業実施に向けた取組

取組項目 4-2-3

(2) ルールに基づいた事業実施を図ります

③ 地域の実情に合わせた道路整備

地域要望による生活道路の改良については、幅員、横断構成、用地単価、補償基準などの考え方を明確にします。また、改良の際は、地権者、周辺住民などの関係者の合意のもと地域が主体となった道路づくりを進めます。

目 標 (値)	道路整備方針の明確化			担 当 課				
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
道路整備方針の策定	調査研究	○	策定	△				
狭隘道路整備要綱の策定	調査研究	○	策定	△				
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備方針を策定する 狭隘道路については、建築確認申請時に調査し、指針を明確化する 			<ul style="list-style-type: none"> 現在策定に向けて検討中ですが、生活関連道路に対する基準が地域の実情を踏まえたものになっていないため、検討しています 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備方針の策定により、事業化を実施する前の段階において客観的な点数評価を行い、優先順位と整備時期を明確にし、より効率的・効果的な事業の推進を図る。 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	見直し で継続	市内の広範囲に渡る道路を同一基準で判断した場合、地域の実情が地区毎に相違しているため、不具合が生じる恐れがあります。判定要素について、検討しています						
所管課の対応 考え方 (特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(2) ルールに基づいた事業実施を図ります

④ 公共施設の合理的かつ効率的な管理運用（ファシリティマネジメントの導入）

市の所有する土地、建物については維持管理経費もかかることから、そうした財産の有効的な活用を図るため、それらの情報をデータベース化して管理の一元化を図り、その施設の性能、利用状況などから規模や維持管理が適正であるか評価します。そして、利用計画がない土地、十分に利用されていない土地については利活用を促進するか売却します。また、建物はより効率的な利用が望ましいもの、共同利用が望ましいもの、用途を変更したほうが望ましいもの、処分すべきものに区分してさらなる有効利用を図ります。

目 標 (値)	市有財産の利活用と不用資産の売却		担 当 課	企画政策課・総務管財課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
情報のデータベース化	調査研究	○	策定	○	更新		
ファシリティマネジメントの導入	調査研究	○	方針決定	○	実施	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設現況調査の結果を整理し、データベース化する ファシリティマネジメントの基本方針を策定する 遊休施設の有効活用や、老朽化などで運用が見込めない余剰施設の廃止を各課と調整する 		<ul style="list-style-type: none"> 関市公共施設現況調査を整理し、有効活用が図れる公共施設の情報を収集しました 総合計画実施計画の各課へのヒアリングと査定の際に、調査結果を用いて、空き施設の活用提案を行いました 武芸川事務所の耐震後の有効的な庁舎利用について、関係課と調整、検討しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ファシリティマネジメントの理解と必要性について普及啓発活動を行い、遊休施設の有効活用を各課に働きかけます 施設活用の案件が出た際は、関係課や関係団体の調整を行います 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	公共施設の情報を全庁的に共有し、有効活用できるようになることが必要です。関係課や関係団体と調整し、遊休施設の活用や、活用の見込めない余剰施設の廃止を積極的に働きかけていくことが課題です					
所管課の対応 考え方 (特記)							
行政改革推進 審議会の意見							

5 機能的な組織再編に向けた取組

取組項目 5-1-1

(1) 行政経営の効率化を図ります

① 行政課題に対応する組織編成

職員数の削減に対応する効率的な組織・機構の構築が必要とするなか、権限委譲や新たな行政課題、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる組織編成を行います。

目 標 (値)		簡素で効率的な組織づくり		担 当 課		職 員 課		
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
組織編成		検討・実施	○	検討・実施	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	・行政組織検討委員会により、簡素で効率的な組織市民にわかりやすい組織、ニーズに即応できる組織等への組織改正を検討する			・職員による行政組織検討委員会を組織し、組織改正の検討を進めました				
H25	・簡素で効率的な組織、市民に分かりやすい組織、ニーズに即応できる組織等への組織改正を随時検討する							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	国体推進課について、大会終了後順次縮小を図り、平成25年3月末に廃止します。必要に応じ、随時組織改正を実施します						
所管課の対応 考え方 (特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(1) 行政経営の効率化を図ります

② 支所・地域事務所の在り方の見直し

市として行う業務を確認し、本庁一括で行う業務、事務所ごとに行う業務、複数事務所分を一括して行う業務、廃止する業務等を精査するなど、本庁と支所・事務所の役割や機能についての検証を行い、効率性の高い体制づくりを進めます。

目 標 (値)	簡素で効率的な組織づくり			担 当 課	職員課・企画政策課・市民協働課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
支所・事務所の在り方の検討	調査研究	○	検討	△	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 関係課で協議を行い、本庁と支所・事務所の事務分担についての基本的な方針を示すとともに、本庁、地域事務所及び委託団体で受け持つ事務の確認を行う 基本方針について、市民に意見を求める 平成23年度に行った調査・ヒアリングを基に、本庁、支所・事務所、地域委員会等住民組織の事務分担について研究する 公共施設全般の効率化に関する庁内部会の設置・公共施設全般の効率化、統廃合計画案の策定 			<ul style="list-style-type: none"> 継続的に人員配置等の検討を行っています 本庁と支所・事務所の事務分担については関係課と協議を行っていますが、基本的な方針を示すまでには至っていません 本庁、地域事務所及び委託団体で受け持つ地域の業務確認を行い、随時地域委員会などで市民に意見を求めました 耐震工事後の武芸川事務所を有効利用するための協議を開始しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 地域事務所の業務の見直しを進め、組織のあり方、人員配置等を検討する 関係課と協議を行い、本庁、支所・事務所、住民組織等地域委員会の事務分担についての基本的な方針を示す 市民の意見と関係課協議の結果を踏まえて配置人員提案書を作成し、事務分担の一部移管を目指す 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月時点評価	見直して継続(改善)	地域委員会が一部地域で発足し、今後3年間ですべての旧町村地域に地域委員会を発足させる計画です。今後は、各地域の実情を踏まえた地域委員会の方向性を示しながら、地域事務所の業務精査を行わなければなりません。主管3課がより連携を深めて、地域や関係課と協議を進めていきます						
所管課の対応考え方(特記)	市長のマニフェスト推進計画により、地域内分権の推進のための地域委員会が順次発足しました。今後は地域委員会の役割を中心に、各地域の方針(将来像)を描く必要があります。拙速に進めることよりも、各地域の意向・意見を拝聴しながら、地域委員会と支所・地域事務所のあり方を検証する必要性が生じたため、進捗状況に遅れが出ています							
行政改革推進審議会の意見								

(1) 行政経営の効率化を図ります

③ 能力実績に基づく人事管理

職員の意欲を高め、その能力を最大限に発揮させるとともに、ひいては組織の力を最大限に引き出すため、勤務評定制度を活用した能力及び実績に基づく人事管理の取組を進めます。

目 標 (値)	適正な人事管理		担 当 課	職 員 課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
適正な人事管理	実施	○	実施	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評定者の研修を実施し、より公正で効果的な人事評価制度の運用を目指す ・ 育成面談・コーチングのスキルアップを図る。 ・ 人事ヒアリング及び人事評価、昇任試験を実施する 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長・課長・保育園長・診療所事務長等勤務評定を実施する職員76名に対し、勤務評定者研修を実施しました ・ 育成面談のスキルアップを図る実習をあわせて実施しました（平成24年8月1日） 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評定者の研修を実施し、より公正で効果的な人事評価制度の運用を目指す。特に、育成面談・コーチングのスキルアップを図る ・ 人事ヒアリング及び人事評価、昇任試験を実施する 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	適正な人事評価により、勤勉手当等への反映の実施をめざします。育成面談及び人事評価により、適正な人員配置、組織の活性化を図り、効率的かつ有能な人材を育成していきます					
所管課の対応 考え方（特記）							
行政改革推進 審議会の意見							

(1) 行政経営の効率化を図ります

④ 時代の変化に対応する職員の育成

関市人材育成基本方針に基づき、専門知識の習得の推進や諸課題に応える職員の育成を進めます。

目 標 (値)	研修計画に基づく各種研修の実施		担 当 課	職員課				
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
研修計画に基づく研修	実施	○	実施	○	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画		実 施					
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づき、研修計画を策定し、それに基づき各種研修を実施する ・職員の自主研究活動を支援する制度をつくる ・民間企業派遣研修を実施する ・研修計画に基づき各種研修を実施する 		<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業派遣研修を開始しました ・職員自主研究活動（ジシュ☆ケン）支援要綱を定め、職員の自主研究活動を支援する制度を作りました 					
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づき、研修計画を策定し、それに基づき各種研修を実施する ・研修計画に基づき各種研修を実施する 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	継続して民間企業派遣研修、自主研究活動支援を行うとともに、各課で受講する政策研修スキルアップ研修を支援し、職員の育成を図ります						
所管課の対応 考え方 (特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(1) 行政経営の効率化を図ります

⑤ 定員・給与等の適正管理

関市定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に取り組むとともに給与制度の適正化に取り組みます。また、各種の手当てについて、趣旨や社会情勢の変化などを踏まえ、引き続きそのあり方を見直します。

目 標 (値)	適正な定員管理		担 当 課	職 員 課			
取組内容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
定員適正化計画の推進	実施	○	実施	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	・社会情勢、行政改革の推進等を考慮しながら、継続して職員定員適正化、給与制度の適正化に努める		<ul style="list-style-type: none"> ・関市定員適正化計画に基づき、職員数の削減を実施しました ・わかくさ・プラザ、文化会館、中央公民館の指定管理化 ・退職勧奨制度の活用 ・経理庶務事務の統合 				
H25	・社会情勢、行政改革の推進等を考慮しながら、継続して職員定員適正化、給与制度の適正化に努める						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	定員適正化計画に基づき、平成25年4月に新規職員を採用します。給与の適正化を図り、人事院勧告への対応を検討します					
所管課の対応 考え方 (特記)	事務事業の見直しや指定管理・業務委託等による職員減及び、各種権限・事務事業の委譲や行政サービスの向上等のための職員増を検討し、効率的かつ効果的な行政運営を目指した適正な職員数にしていきます						
行政改革推進 審議会の意見							

(2) 市の活動を簡素化します

① 広報の発行配布の効率化

広報紙の個人発送の必要性を検証し、公共施設やコンビニなどでの配布を実施することで、個人発送の廃止を進めます。
また、同時配布する他の配布物の削減にも取り組みます。

目 標 (値)		個人発送の廃止		担 当 課		総務管財課・秘書広報課		
取 組 内 容		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
個人発送の廃止		調査研究	○	方針決定	○	実施	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の常設店舗の拡大し、広報紙の個人発想の廃止に向けての準備を進める ・ 発行回数の削減を検討する ・ 広報紙の常設店舗の拡大、「関市広報発行規則」「関市自治会コミュニティ活動奨励金交付規則」の一部改正等の広報紙の個人発送の廃止に向けての準備を進める 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1日号と15日号の2回発行していますが、毎月1日号の月1回発行を検討しています ・ 個人発送の新規申込者へは、広報紙の常設店舗で配布していることを紹介し、集合住宅へは一括発送の協力依頼をしました ・ 市内31店舗のコンビニエンスストアに広報設置を開始しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の常設店舗の拡大、「関市広報発行規則」「関市自治会コミュニティ活動奨励金交付規則」の一部改正について関係課と調整し、広報紙の個人発送の廃止を進める 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時 点 評価	継続	毎月2回発行を、毎月1日号の月1回発行を検討することについて、広報紙は発行回数が減少しますが、基本的に必要な情報量は変わらず、ホームページ、SNS、データ放送も活用し市民の皆さんに必要な情報提供を行っていくことが必要です。現在の配布方法を維持しながら、広報紙の常設店舗の拡大と関係規程の改正について関係課と調整を進めていきます。						
所管課の対応 考え方 (特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(2) 市の活動を簡素化します

② イベントに従事する職員削減

スポーツ、産業、文化等様々な分野でのイベントに従事する職員を削減し、ワークシェアリングを進めます。

目 標 (値)	イベントに従事する職員を5年間で5割減		担 当 課	職員課・秘書広報課・イベント関連課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
イベントに従事する職員の削減	実施	○	実施	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画		実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> イベント担当課により、イベントの実施体制や職員配置の精査を進める イベント従事職員の動員結果を集計し、情報を共有する 		<ul style="list-style-type: none"> 各イベント関連課において、必要最低限の人員配置に努めました H23年度654人→H24年度631人 23人減少（関まつり、刃物まつり、交通フェス等） 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> イベント担当課により、イベントの実施体制や職員配置の精査を進める イベント従事職員の動員結果を集計し、情報を共有する 職員課と協力し、従事職員数の削減に向け、イベント関連課と調整する イベント従事職員の動員結果を集計する 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月時点評価	継続	イベントに従事する職員は、減少傾向にありますが、イベントの実施体制や職員配置の見直しのほか、イベントに従事する職員のさらなる削減を図るため、ボランティアや臨時雇用等を推進していきます					
所管課の対応 考え方（特記）	推進本部の指示事項では、イベントに従事する職員の削減のみでなく、イベントそのものに対する検証をするよう指示されているため、イベント事業の精査を検討する必要があります						
行政改革推進 審議会の意見							

(3) 公営企業等の健全経営を推進します

① 水道事業の健全化

水道施設や配送水管の更新時期を迎え、その経費が必要になることから、業務委託などによる経費の節減に取組むとともに、安全な水を提供するために市民の理解を得ながら必要な料金改定を図ります。

目 標 (値)	料金の改定			担 当 課	水道課		
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
料金の改定	調査協議	○	実施	○	→	→	→
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画			実 施			
H24	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の改定を行い老朽管更新資金の確保に努める 使用者に公平なサービスを行うため、料金徴収の業務委託を進める 			<ul style="list-style-type: none"> 老朽管の更新及び経営の健全化を進めるため、水道料金の改定を議会に上程し、可決されました。(第2回定例会平成24年6月22日議決) 新料金への変更作業を開始しました 			
H25	<ul style="list-style-type: none"> 使用者に公平なサービスを行うため、料金徴収の業務委託を進める 関市上下水道経営審議会条例を12月議会に上程する 						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	上水道使用条例(水道料金の改定)が認められたことにより、老朽管の更新資金が確保できたので順次更新していきます。関市上下水道経営審議会を常設化していきます					
所管課の対応 考え方(特記)							
行政改革推進 審議会の意見							

(3) 公営企業等の健全経営を推進します

② 下水道事業の健全化

下水道事業については、受益と負担の公平性を図り、安定経営の観点から料金改定を図ります。

目 標 (値)	料金の改定			担 当 課	下水道課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
料金の改定	調査協議	○	実施	○	→	→	→	
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化や経費の削減を行うため、料金徴収などの業務委託の検討を進める ・料金改定を実施する 			<ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全化を進めるため、下水道料金の改定を議会に上程し、可決されました(第2回定例会平成24年6月22日議決) ・新料金への変更作業を開始しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な下水道事業の運営をしていくため、上下水道経営審議会の常設化の準備を進め、地方公営企業法の適用に関する具体的な検討を始める ・関市上下水道経営審議会条例を12月議会に上程する 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	平成24年の使用料改定は、平成15年の改定以来9年振りでしたが、今後は3年から5年に一度、定期的に、使用料の改定について審議するとともに、上下水道事業の経営状況を継続的に審査するため、関市上下水道経営審議会を常設化していきます						
所管課の対応 考え方(特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(3) 公営企業等の健全経営を推進します

③ 食肉センターの運営見直し

食肉センターについて、新食肉基幹市場の建設に向けて、と場を管理する2市1町と食肉関係団体とで構成する「岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会」による協議を進め、施設の統合の実現を図ります。

目 標 (値)	施設運営の見直し			担 当 課	農務課		
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
施設運営の見直し	調査協議	△	調査協議	△	→	方針決定	実施
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更							
年度	計 画			実 施			
H24	・統合後の新食肉センター建設にかかる、補助事業の検討、補助金以外の資金の調達、事業実施主体の作出をおこない、統合計画を具体化する			・統合後の新食肉センターの、「運営主体・資金調達・設置場所」等について、二市一町で協議中です			
H25	・統合後の新食肉センター建設にかかる、補助事業の検討、補助金以外の資金の調達、事業実施主体の作出をおこない、統合計画を具体化する						
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉					
9月 時点 評価	継続	統合後の新食肉センター建設にかかる、補助事業の検討、補助金以外の資金の調達、事業実施主体、設置場所の検討を引き続きおこない、課題を解決しながら早い段階での方向性を決定します					
所管課の対応 考え方 (特記)							
行政改革推進 審議会の意見							

(3) 公営企業等の健全経営を推進します

④ 公設地方卸売市場の指定管理の見直し

公設地方卸売市場については指定管理者制度による管理運営を行っていますが、民間譲渡も前提とした指定管理の見直しを行います。

目 標 (値)		民間への売却		担 当 課		商工課		
取 組 内 容		23年度	状 況	24年度	状 況	25年度	26年度	27年度
民間への売却		調査協議	○	→	○	→	→	方針決定
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 借地が施設の建物のなかにあるため、民間への売却が困難な状況ではあるが、引き続き粘り強く地権者と用地の購入について交渉を継続する。なお、市債の償還が完了するH26までは譲渡は困難であり、また、指定管理の期間がH25～H27の3年間であるため、実施時期は早くてH28以降となる。 			<ul style="list-style-type: none"> 地権者と土地購入の交渉は継続しているものの、借地当初より20年以上たち、また当時から複雑な条件、経緯等が絡み、当面買収は困難な状況であるが、引き続き粘り強く地権者と用地の購入について継続します 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 借地が施設の建物のなかにあるため、民間への売却が困難な状況ではあるが、引き続き粘り強く地権者と用地の購入について交渉を継続する。なお、市債の償還が完了するH26までは譲渡は困難であり、また、指定管理の期間がH25～H27の3年間であるため、実施時期は早くてH28以降となる。 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	市債の償還完了するH26までは譲渡は難しく、その間の指定管理期間がH25～H27であるため、実施は最速でもH28となります。しかし、その間に借地問題を解決することは相当な困難が予想され、借地のままの譲渡の可能性を検討する必要があります						
所管課の対応 考え方 (特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(3) 公営企業等の健全経営を推進します

⑤ 一部事務組合の負担金見直し

一部事務組合について、組合運営の効率化と組合の負担金の軽減を図るための見直しを行います。

目 標 (値)	負担金の削減			担 当 課	企画政策課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
一部事務組合の事務見直し	実施	○	実施	○				
負担金の見直し					実施			
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> 現状把握、調査研究を継続する 中濃広域事務局及び関係各課との打合せを設定し、随時実施する 今後取り組むべき事項及び課題等の整理をする 			<ul style="list-style-type: none"> 中濃広域事務局に対し、重要事案について組合の意思決定をするときは、予め関係市（関市、美濃市）の広域行政担当の部長を経由し、副市長に協議を行う旨の通知を行いました。これに伴い、関係課を交えた協議に企画政策課が積極的に関わることを明確にしました 基金枯渇後に負担金の増加が見込まれる現状から、今後取り組むべき事項及び課題を抽出しました 				
H25	<ul style="list-style-type: none"> 負担金に占める一般財源支出の削減につながる取組・事例について調査研究する 中濃広域事務局及び関係各課との打合せを設定し、随時実施する 							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	中濃地域広域行政事務組合財政調整基金の枯渇に伴い、負担金の増加が見込まれることから、それを補う財源の確保に取り組む必要があります。中濃広域事務局、美濃市や関係各課とともに、直近の現状を鑑み通常経費の適正化に向け研究、協議を継続します						
所管課の対応 考え方（特記）	一部事務組合の事業のなかでも、ごみ処理には多大な経費が必要となります。焼却炉の更新など施設更新の経費も見込まれるので、ごみ処理経費の有料化など、収入増を図る取組が必要です							
行政改革推進 審議会の意見								

(4) 第三セクター等の整理統合を推進します

① 関市社会福祉事業団の清算

関市社会福祉事業団については、平成24年3月末に清算を行います。

目 標 (値)		事業団の清算		担 当 課		福祉政策課・高齢福祉課・子ども家庭課		
取組スケジュール		H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7
施設の指定管理		実施	○	実施・完了	○			
事業団の清算				実施・完了	○			
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 祥雲会への運営移管。 ・既存施設の取り壊し (松風園) ・養護老人ホーム松風園の取り壊し ・関市社会福祉事業団の清算に伴う残務処理 1) 清算予定 6月初旬 2) 保有財産 (備品等) の関市への移管 3) 基本財産及び剰余金の関市への返還			<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム松風園の民間移管 ・関市社会福祉事業団の清算に伴う残務処理は、適正に完了しました。 1) 解散の登記完了 (平成24年4月4日) 2) 清算結了登記・閉鎖 (平成24年6月5日) 3) 保有財産 (備品等) の関市への移管 4) 基本財産及び剰余金の関市への返還 基本財産 3,000,000円 剰余金 10,547,266円				
H25	完了							
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	廃止	養護老人ホームは平成24年4月1日に民間への移管が完了し、松風園を廃止しました。松風園の取り壊しについては、25年2月までに完了します						
所管課の対応 考え方 (特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

(4) 第三セクター等の整理統合を推進します

② 関市公共施設振興事業団の清算

関市公共施設振興事業団については、平成24年3月末に清算を行います。

目 標 (値)	事業団の清算			担 当 課	総務管財課			
取 組 内 容	H 2 3	状 況	H 2 4	状 況	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
施設の指定管理	実施	×	直営	×				
事業団の清算			実施・完了	○				
状況欄には進捗状況を記入 ◎計画より進んでいる ○計画通り △計画より遅れがある ×根本的な計画変更								
年度	計 画			実 施				
H24	・公共施設振興事業団の清算に向け、調整を進める			・公共施設振興事業団は3月31日に解散し、残余財産を関市に帰属し、7月4日に清算終了しました。 残余財産 9,728千円				
H25								
	評価	〈今後の課題、展開方針、理由〉						
9月 時点 評価	継続	・公共施設振興事業団は3月31日に解散し、7月4日に清算終了しました。しかし、当初の目的であった民間事業者への運営管理の委託は進んでいません。今後は各課で施設の設置目的と市民サービスの向上を考慮し、より効果的、効率的な運営管理ができるかの視点で直営なのか指定管理者制度なのかの選択を行う必要があります						
所管課の対応 考え方 (特記)								
行政改革推進 審議会の意見								

【アルファベット】

○ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）（P 7）

従来、公共部門が提供している公共サービスを民間主導で実施することにより、設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図るという考え方です。民間資金主導型の手法「小さな政府」を目指す行政改革の一環として、平成4年にイギリスで導入され、日本では平成11年7月にPFI推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が成立しました。

【あ行】

○ アウトソーシング（P 17）

従来内部で行われていた業務を外部に委託し、外部の専門的な機能や資源を活用することにより効率を高めるとともに、内部の業務をより重要な分野に集中させる手法です。

○ アセットマネジメント（P 42）

地方自治体が保有する施設は、高度経済成長期に建設されたものが多いため、間もなく更新時期のピークを迎えると言われています。一方、地方自治体は、ひっ迫した財政状況にあるため、施設の適正な管理により更新時期を平準化することが求められています。そこで注目されているのが、ライフサイクルコストを考慮した効率的な資産管理方法のひとつであるアセットマネジメントです。

アセットマネジメントは、不動産などの資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的としています。また、単なる資産の管理だけではなく、最適な配置にするための取得、処分なども含んでいます。

○ アダプト・プログラム（里親制度）（P 9）

市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」のことを言います。アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇〇を養子にする」の意味。一定期間の公共の場所を養子にみたくて、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援します。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。

【か行】

○ 協働のまちづくり指針（P 1）

協働とは市民がお互いに、そして市民と行政がそれぞれの持つ特性を活かしながら、協力し合い、社会的課題の解決に当たることであり、そのための方針です。

【さ行】

○ 自治基本条例（P 1）

市政運営の基本理念や市民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。また、市政を進めるうえで基本となる事項や他の条例、計画などを策定する際の原則を定めることから、条例の中の頂点に位置づけられ、「自治体の憲法」とも言われています。

○ 指定管理者制度 (P 5)

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度です。

【な行】

○ ネーミングライツ (P 20)

命名権とは、広義では人間・科学的な新発見（生物、元素など）・事象・施設・キャラクターなどに名称をつけることのできる権利を指します。この中で、施設命名権においては英語でネーミングライツ（Naming Rights）と呼ばれ、スポンサー企業の企業名や製品名などのブランド名を付けることのできる権利を指します。

施設命名権（ネーミングライツ）の導入は、施設側にとっては長期的な安定収益が得られます。一方スポンサー側にとっては施設来場者へのPR、様々なメディアへの露出・掲載等により、企業名や製品名等の認知度向上・イメージチェンジ等の効果が得られます。また、それ以外にも施設の地域社会の活性化に貢献することに繋がっていきます。

【は行】

○ ファシリティマネジメント (P 44)

ファシリティマネジメント（FM）とは、土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動です。

【わ行】

○ ワークシェアリング (P 51)

労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うことです。